

令和 7・8 年度

測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領（随時受付）

小 浜 市

1. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができません。

- (1) 次に掲げる法または規程に基づく登録を受けていないもの
測量法（昭和24年法律第188号）第55条
建築士法（昭25年法律第202号）第23条
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条
地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条
補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると市長が認める者
- (4) 測量等競争入札参加資格審査申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (5) 申請書提出日において税を滞納している者
- (6) 申請書提出期限の属する年の前年に営業の実績がない者

2. 受付締切日および登録日

受付締切日：毎年 2・5・8・11 月の 25 日

ただし令和 8 年 11 月を最終受付月とする。

（25 日が市の休日にあたるときは、市の休日の前の日を締切日とする。）

登録日：受付締切日の属する月の翌月の 1 日

3. 有効期間

登録の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 受付場所

受付場所：〒917-8585 福井県小浜市役所大手町 6 番 3 号

小浜市役所 総務課 契約検査 G（3 F）☎0770-64-6003

- (1) 直接持参の場合

受付時間 9時から12時・13時から17時まで

※火曜日、木曜日は入札執行日のため 9時から10時、13時から15時頃
まで受付ができない場合があります。

- (2) 郵送・宅配便等により提出する場合

受付締切日必着

（不備・不足分を含める。不備・不足があれば締切日翌月の登録はできません。）

5. 提出書類および注意事項

- (1) 小浜市指定様式により申請してください。
- (2) 提出書類はA4判サイズ（原本での提出書類は除く）で1部とします。
- (3) 市内・県内・県外の区分は、契約行為をしようとする支店等（営業所等）の所在地を基準にしてください。
- (4) 記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。
- (5) 提出書類に虚偽の記載または重要な事項、事実を記載しなかった場合等は資格の登録はできません。また資格登録後その事実が判明した場合は資格の取消しを行うことがあります。
- (6) 地方自治法および関係諸法令ならびに小浜市条例等を確認遵守のうえ提出してください。
- (7) 証明書等の発行に際し、代理人が請求した場合に委任状が必要となる場合がありますので注意してください。

提出書類・添付書類	注意事項
申請書綴方法	1. 申請書類は、下記番号順に長辺の左側に穴を2つ開け、ひも綴じとしてください。
①測量等競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	1. 委任の有無にかかわらず申請は本社代表者・実印で作成してください。 2. 登録を受けている業種と登録年月日・そのうち登録を希望する業種を記入してください。(競争入札に参加できる範囲は、登録された業種に限られます。) 3. 登録内容の照会先、委任する場合は委任先を記入してください。 4. 申請内容に関する紹介先には、本申請の担当者名を記載してください。 5. 申請書には申請日を必ずご記載ください。 6. 登記上と申請元の住所が異なる場合は、住所の記載が必要な書類の住所欄を2段書きで記載してください。
②誓約書 (様式第2号)	1. 委任の有無にかかわらず本社代表者・実印で作成してください。
③委任状	1. 支店等(営業所等)に契約行為・請求行為等の権限を委任する場合作成してください。 ☐ 委任者は本社代表者で作成してください。 ☐ 委任の期間は 令和9年3月31日まで ※申請様式にはあらかじめ委任終了期間のみ記載しています。 ☐ 受任者印は、使用印鑑届の使用印と同じ印を押印してください。
④使用印鑑届 (様式第3号)	1. 【法人の場合】 ☐ 申請は本社代表者・実印で作成してください。 ☐ 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。 (委任をする場合は、支店等の代表者印) 2. 【個人の場合】 ☐ 申請者住所、氏名を記入し、実印を押印してください。 ☐ 使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。
⑤印鑑証明書	1. コピー可とします。(申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものとします。) 印影を拡大縮小したコピーは不可とします。
(法人) ⑥商業登記簿謄本	1. 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書を提出してください。 2. コピー可とします。(申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものとします。)
(個人) ⑦身元証明書	1. 本籍地市町村で発行したものを提出してください。 2. コピー可とします。(申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものとします。)

⑧許可証明書または登録証明書	1. 測量、建設コンサルタント、建築士事務所等の登録証明書を提出してください。（<u>建築コンサルタント業について、委任する場合は委任先の属する都道府県の証明書を添付。</u>） 2. コピー可とします。
⑨測量等実績調書 （様式第4号の2）	1. 様式下欄の要領により作成してください。 2. 独自様式も可とします。（ただし、希望部門別に作成されていることが分かるもの） 3. 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務についてのみ⑬現況報告書の写しを提出することにより省略することができます。
⑩常勤技術者調べ （様式第5号の2）	1. 委任先がある場合は、登録する支店等の技術者を記入してください。（測量法、建築士法の配置要件に注意してください。） 2. 独自様式も可とします。 3. 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務についてのみ⑬現況報告書の写しを提出することにより省略することができます。
⑪業務状況一覧表 （様式第6号）	
⑫コンサルタント等登録部門一覧表	1. 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する場合は提出が必要となります。
⑬建設コンサルタント登録規定等に基づく現況報告書の写し	1. 申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する場合は提出が必要となります。（⑨および⑩は省略することができます。）
⑭納税証明書	1. 【法人・委任先なしの場合】 □ 法人にかかる国税（様式その3の3） □ 〃 都道府県税 □ 〃 市町村税（東京都特別区は不要） □ 市内に本社がある業者で契約の締結の権限を有する代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 2. 【法人・委任先ありの場合】 □ 法人にかかる国税（様式その3の3）→本店分 □ 〃 都道府県税 →本店・委任先両方 □ 〃 市町村税（東京都特別区は不要） →本店・委任先両方 □ 市内に委任先営業所等がある業者で契約の締結の権限を有する受任者が小浜市に住所を有する方は、受任者個人の市税 □ 代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 3. 【個人の場合】 □ 代表者にかかる国税（様式その3の2） □ 〃 都道府県税 □ 〃 市町村税（東京都特別区は除く） 4. <u>本社、委任先、個人の納めるべきすべての税について滞納のないことがわかる証明書を提出してください。</u> 5. コピー可とします。（申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものとします。）

	6. 法人の新規設立または営業所の新設等により納税証明書が提出できない場合は、法人等の設立（設置）申告書の写しを提出してください。
--	---

以下についてはひも綴じしないでください

⑮登録帳票	1. 申請書記載の内容と相違のないよう注意してください。 2. 支店等で登録する場合2枚目の本社登録の欄に本社住所等を記入してください。
⑯⑰封筒（受付・不備等連絡用、審査結果通知用）	1. 持参の場合は1通（⑰審査結果通知用） 郵送の場合は2通（⑯受付・不備等連絡用、⑰審査結果通知用） 2. 返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。
⑱受付通知表	1. 商号または名称を記入してください。 2. 左側受付表の「提出者点検欄」の列に、提出が必要な申請書類がそろっているかチェックをしてください。 3. 切り取らずに提出してください。

※建設工事、物品等もあわせて申請される場合、受付通知表等はまとめて送付しますので、⑰の封筒は1社で1通を可とします。（それぞれに添付していただく必要はありません。）

6. 提出方法

（1）提出書類を持参する場合

申請者または提出書類の内容を説明できる方が持参してください。提出書類を確認後、受付通知表をお渡しします。

（2）郵送・宅配便等により提出する場合

封筒に「資格審査申請書(測量・建設コンサルタント)」と朱書きの上、書留郵便等配達記録が残るものとしてください。

なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

7. 申請書等入手方法

申請要領、提出書類等は、ホームページにおいて掲載しますのでダウンロードしてください。郵送による配布はいたしません。

小浜市公式ホームページ（<http://www1.city.obama.fukui.jp/>）

8. その他

（1）受付通知表を確認し、**提出書類の不備・不足等がある場合は、受付期間内に所要の補正をしてください。**各受付期間締切日までに書類が整っていない場合、競争入札参加資格者としての登録ができません。

（2）審査結果については、各申請者宛通知書を発送します。

- (3) 入札参加資格者名簿は、小浜市公式ホームページにおいて公表します。
- (4) 競争入札参加資格の有効期間中に申請の内容等に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出してください。（有効期間中に許可書等の有効期限が過ぎていた場合、入札に参加できない場合があります。）
- (5) 競争入札参加資格の有効期間中に、納期限の到来している税の滞納がある場合は、資格取得後であっても資格を喪失する場合があります。
- (6) 小浜市では、すべての競争入札（工事関連測量設計業務等）を電子入札で実施しているため、入札に参加するためには別途、電子入札システム利用者登録が必要です。くわしくは、小浜市公式ホームページ（しごと－入札・契約－電子入札公告・結果（制限付き一般競争入札・指名競争入札）－電子入札を実施しています）をご確認ください。